

# justax

## No.18

### JAN'95

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 青色事業専従者の慰安旅行

### ●旅行費用の必要経費性について判断●

個人事業者の「支出」が必要経費か家事費かで争った裁判例は数多くありますが、平成5年11月19日名古屋地裁は、家族4人で行った旅行の費用について、その必要経費性の判断を示しました。

◎原告は、看板等の制作、店舗・住宅の改装請負等の事業を営む青色申告者で、従業員は、青色事業専従者である妻のみであり、忙しい時期だけアルバイトを雇っていました。昭和62年、63年、平成元年にそれぞれ1回ずつ、妻と2人の子供の合計4人で夏休みに軽井沢へ旅行をして、その支出金額のうち2人の子供に係る部分を除いた金額を福利厚生費として必要経費に計上して申告しました。

(福利厚生費とした金額 昭和62年=95,979円、63年=101,745円、平成元年=81,664円)

税務署長は、旅行費用は必要経費ではなく家事上の経費であるとして、更正処分をしました。

◎裁判所は、原告の主張を棄却して次のように判断しています。

①原告は、旅行費用は業務について生じた費用であり、事業遂行上必要であるか否かを問題とすべきではないと主張するが、所得税法37条1項に規定する「…その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用…」とは、「業務について生じた費用」という規定の文言及びこれが「必要経費に算入すべき金額」であるとされていることから「業務の遂行上必要なもの」でなければならない。

②ある支出が、業務の遂行上必要なものであったか否かは、事業主の主観的意図のみにより決すべきものではなく、客観的に決すべきものである。

③旅行費用が必要経費に当たるか否かは、客観的に、旅行の目的、規模、行程、参加者等を考慮したうえ、社会通念に従い、業務の遂行上必要か否かにより決するのが相当である。

④上記①～③の観点から見ると、原告において専従者である妻を慰安するという趣旨で企画実行したものであったとしても、客観的には、生計を一にする夫婦、親子がその良好な家族関係を維持発展すべく企画実行したものであり、事業主である原告が、従業員の勤労意欲を高め、もって自己の事業に資するためといった、経済的合理性に基づき、使用者としての立場から主催したものとはいえない。

⑤原告は、所得税基本通達36-30は、社会通念上一般的に行われていると認められるレクリエーションの支出であれば、当然に必要経費に該当することを明らかにしていると主張するが、この通達は、レクリエーションの費用が必要経費に当たるか否かの基準を設けたものではなく、また、親子4人で行った家族旅行は、「使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われている旅行」には当たらない。

⑥法人税との関係でも、家族旅行の費用が福利厚生費として損金に算入されるとすべき合理的理由はないから、従業員が家族だけの法人と比較して、更正処分が平等原則に反するとはいえない。

……………(資料提供 東京税理士データバンク室)